

令和 8 年度 阿倍野区子どもの体力向上支援事業 業務委託にかかる事業者の募集について

阿倍野区では、令和 8 年度 阿倍野区子どもの体力向上支援事業について、公募型プロポーザルにより、受注者を募集します。

なお、本事業は令和 8 年度大阪市予算原案に基づき、予算成立前に公募を行っております。選定・実施にあたっては、大阪市会での令和 8 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知ください。

令和 8 年 1 月 7 日
大阪市阿倍野区長
青柳 賢

募集要項

1 事業名称

令和 8 年度 阿倍野区子どもの体力向上支援事業

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的・概要

【区内市立小学校の体育科授業等へ、種目に特化した運動指導員を派遣して運動技術指導を行う。その際「子どもが運動のコツを習得する」「子どもの運動に対する苦手意識が薄まる」「子どもに運動の楽しさが伝わる」の 3 要素を念頭に置いた指導を行い、これらの要素を相互に関連させることで子どもが自ら積極的に運動に取り組むことを促し、ひいては体力・運動能力向上につなげる。】

今般、その目的の達成に向けて民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

(2) 基本方針・事業の実施方針

プログラムは、体育が得意な子どもだけでなく、体育が苦手な子どもであってもスポーツの楽しさを実感できるプログラムとし、現行（平成 29 年文部科学省告示）の小学校学習指導要領に準拠する内容としてください。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

3 契約条件等に関する事項

(1) 契約金額

金 1,168,200 円（消費税等を含む）を上限とします。

(2) 契約方法

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による特名随意契約

(3) 費用の支払い

業務完了報告書等が提出された後、内容の検査を経て契約金額を支払うことを基本とし

ます。支払方法については、発注者と受注者との協議により決定します。

(4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しません。

(5) 再委託の禁止

契約書及び仕様書のとおり

(6) 契約保証金について

契約保証金 免除

保証人 否

(7) その他の注意事項

契約締結後、当該事業の履行期間中に受注者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置や大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがあります。

企画提案された内容により事業を実施することを原則としますが、協議により内容を変更する場合があります。

4 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、以下の条件を遵守してください。

(1) 実施日

運動指導実施日は各学校の開校日を基本とします。

(2) 実施時間

運動指導実施時間については各学校の授業時間内もしくは放課後等とします。

※事業者は、あらかじめ学校と協議のうえ、指導実施日、指導内容、時間帯等を定めた事業実施計画書を作成して、本事業を実施してください。事業実施計画書を変更する必要がある場合は、事前に本市担当者等に報告のうえ、調整してください。

※その他、想定される緊急時・災害時においては、上記に関わらず、実施場所の使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。

(3) 本市から提供する備品・設備等

事業を遂行するにあたり必要と認められる本市備品（カラーコーン、ゼッケン等）は学校長の了承のもと使用可としますが、使用料が発生する場合は全額委託費に含むものとします。

(4) 経費の負担

ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とします。

なお、本件業務にかかるリスクに対応する保険の加入を義務づけるものとします。

イ 業務を遂行するために必要となる経費について、本市は一切の費用を負担しません。

(5) 事業実施上の制限

ア 事業実施場所の利用にあたっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存しなければなりません。

イ 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。

ウ 事業者は、事業実施場所について、原状回復ができない変更をしてはなりません。

(6) 事業実施の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取り消し又は変更をすることがあります。

ア 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合

- イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反した場合
- ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至った場合
- エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた場合

(7) 原状回復

- ア 事業実施を取り消した時又は事業実施期間が満了して引き続き事業実施に至らない時、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下、「事業実施物件」という。）を原状回復しなければなりません。ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。
- イ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は何等の異議を申立てることができません。

(8) 損害賠償

- ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければなりません（本件事業にかかるリスクに対応する損害保険には必ず加入しておくこと）。ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。
- イ 前項に定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(9) 実地調査等

- 本市は、事業実施物件について隨時に実地調査を行い、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができます。

(10) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

- ア 公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取り消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。
- イ 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を本市請求しないものとします。

(11) 資料、報告書の提出

- ア 収支状況に関する資料は、作成の都度速やかに提出するものとします。
- イ その他、本市において必要がある場合、経営に関する資料を提出しなければなりません。

(12) 法令の遵守

- 本件の使用にあたっては、大阪市個人情報保護条例の外、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(13) その他の注意事項

- ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取り消しを行うことがあります。
- イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

5 参加資格等

次の基準の全てに該当し、発注者の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

- ① 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体でないこと
- ② 大阪府内に事務所・支店を有する、または大阪府内を活動の拠点としており、その活動の実績が証明できること
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- ④ 納税義務者にあっては、法人税、消費税及び地方消費税、地方税を完納していること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。また特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- ⑥ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑦ 情報セキュリティー・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること
- ⑧ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと

6 スケジュール（予定）

| | |
|--------------------|----------------------|
| ① 公募開始 | 令和8年1月7日(水) |
| ② 質問受付期間 | 令和8年1月7日(水)～1月15日(木) |
| ③ 質問に対する回答 | 令和8年1月22日(木) |
| ④ 参加申出関係書類の受付期間 | 令和8年1月7日(水)～1月30日(金) |
| ⑤ 参加資格審査決定通知 | 令和8年2月4日(水) |
| ⑥ 企画提案書受付期間 | 令和8年2月4日(水)～2月20日(金) |
| ⑦ 企画提案会（プレゼンテーション） | 令和8年3月3日(火) |
| ⑧ 選定結果通知 | 令和8年3月9日(月) |

7 手続き等に関する事項

下記(1)～(3)の提出書類は、提出書類一覧表で確認してください。

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する日には行いません。申請書類等については、阿倍野区役所のホームページよりダウンロードしてください。

(1) 募集にかかる質問・回答について

受付期間 令和8年1月7日(水)～1月15日(木)

午前9時～午後5時まで（正午～午後1時の間を除く）

提出及び方法 提出書類一覧表中1の書類を本要項記載の担当までEメールで提出してください。

件名に【阿倍野区子どもの体力向上支援事業質問票】と明記してください。Eメールの到着確認のため、担当へ電話確認を行ってください。

口頭による質問や締切日以降の質問は受け付けません。

回 答 令和8年1月22日(木)に阿倍野区役所ホームページにおいて回答を掲載します。

(2) 参加申出書類の提出および参加資格審査結果通知について

受付期間 令和8年1月7日(水)～1月30日(金)

午前9時～午後5時まで（正午～午後1時の間を除く）

提出及び方法 提出書類一覧表中2～12の書類を本要項記載の担当まで提出してください。（令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、7～12は省略可能）

持参のほか送付による提出も可としますが、到着までの過程が確認で

きる送付方法を利用し、受付期間内に到着したもののみ有効とします。

参加決定通知 応募要件の資格審査を行い、令和 8 年 2 月 4 日(水)に審査結果を通知します。

指名されなかった申請者については、その理由を付した通知書を交付します。

(3) 企画提案書の提出について

受付期間 令和 8 年 2 月 4 日(水)～2 月 20 日(金)

午前 9 時～午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）

提出及び方法 提出書類一覧表中 13 の書類を本要項記載の担当まで提出してください。

正本 1 部（記名したもの）と副本 4 部。副本については、公正性の確保のため、事業者の商号又は名称、代表者氏名等、事業者が特定できる項目についてはマスキングしてください。

提案できる案は、1 案のみとします。

持参のほか送付による提出も可としますが、到着までの過程が確認できる送付方法を利用し、受付期間内に到着したもののみ有効とします。

企画提案書の内容

- ・本事業に対する考え方及び実施内容
- ・事業の効果
- ・事業の汎用性
- ・事業の実施体制
- ・危機管理体制
- ・過去 5 年間の類似業務実績
- ・本事業における経費内訳（積算根拠のわかるもの）

提出書類一覧表

| 「募集にかかる質問について」の提出書類 | |
|------------------------------------|------|
| 受付期間：令和 8 年 1 月 7 日(水)～1 月 15 日(木) | |
| 1 質問書 | 様式 1 |

| 「参加申出書類の提出について」の提出書類 | |
|---------------------------------------------------------------------------|------|
| 受付期間：令和 8 年 1 月 7 日(水)～1 月 30 日(金) | |
| 2 プロポーザル参加申出書 | 様式 2 |
| 3 業務実績調書（団体の業務内容がわかるもの、パンフレット等） | |
| 4 情報セキュリティー・ポリシーに関する資料 | |
| 5 誓約書 | 様式 3 |
| 6 法人又は団体の概要 | 様式 4 |
| 7 使用印鑑届 | 様式 5 |
| 8 印鑑証明書【発行日から 3 ヶ月以内のもの：写し不可】 | |
| 9 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】 | |
| 10 直近 1 ヶ年分の決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書）【写し可】 | |

| | | |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 11 | 直近 1 ヶ年分の本社所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】 ※非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出してください。 | |
| 12 | 消費税及び地方消費税の納税証明書【納税証明書その 3 (その 3 の 2、その 3 の 3 でも可)】 【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】 ※非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」(様式任意)を提出してください。 | |

※令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、7~12 は省略可能

| 「企画提案書の提出について」の提出書類 | | |
|------------------------------------|-------|------|
| 受付期間：令和 8 年 2 月 4 日(水)～2 月 20 日(金) | | |
| 13 | 企画提案書 | 様式 6 |

※正本 1 部（記名したもの）と副本 4 部を提出してください。副本については、公正性の確保のため、事業者の商号又は名称、代表者氏名等、事業者が特定できる項目についてはマスキングをしてください。

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

本企画提案の審査については、令和 8 年度 阿倍野区子どもの体力向上支援事業事業者選定会議（以下「選定会議」という。）を行い、その意見を受けて選定します。

選定会議において、選定委員は(3)選定基準に沿って企画提案書の審査を行います。

(2) 企画提案会（プレゼンテーション）

実施日時：令和 8 年 3 月 3 日(火)（予定）

詳細は、企画提案書提出者あて E メールにて通知します。

実施場所：阿倍野区役所 会議室

※実施日時等は、選定委員の日程調整及び会場の確保ができ次第、電話及び E メールで別途通知します。

実施方法：本要項 7(3)の提出書類を使用し、企画の提案を行ってください。

- ・1 団体あたり提案時間 15 分以内、質疑応答 15 分程度とします。
- ・提案は 1 参加者あたり 3 名以内とします。
- ・資料の追加配付・変更は認めません。
- ・フリップ等を使用する場合は、提案席において使用してください。
- ・プロジェクターを使用する場合は、プロジェクター、スクリーン、スピーカー、電源は本市で準備します。使用できるケーブルの端子等詳細については、事前に問い合わせてください。ただし、接続について本市は保証しません。また、接続にかかる時間も提案時間 15 分以内に含みます。
- ・企画提案会参加者が多数となった場合、企画提案会の実施方法（実施日、提案時間等）について、選定委員と協議のうえ変更する可能性があります。この場合、対象者に対して、別途通知を行います。
- ・企画提案会を欠席した場合は、選定から除外します。

(3) 選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。（【 】内は配点）

ア 事業目的及び事業内容の理解度 【10 点】（事業目的及び内容を理解しているか）

イ 事業効果 【40 点】(提案された内容が、小学生の運動能力向上に効果が見込めるものとなっているか)

ウ 汎用性 【10 点】(学校において継続及び展開可能な内容であるか)

エ 実施体制 【30 点】(提案内容を確実に遂行できる事業実績、組織体制及び運営基盤があるか)

オ 危機管理体制 【5 点】(安全・危機管理の体制が適切に計画されているか)

カ 経費の妥当性 【5 点】(提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか)

最高得点者が複数いる場合は、選定委員の協議により最優秀提案事業者を選定します。

最も優れていると評価された企画提案者の評価点が満点の 60%未満であった場合、契約締結事業者はなしとします。参加事業者が 1 団体の場合であっても選定会議で審査し、受注者としての適否を判断します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ・同一参加者が複数の提案を行うこと
- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ
- ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ・事業選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ・企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ・提出された企画提案書等にあきらかな不備がある場合
- ・企画提案会を欠席した場合

(5) 選定結果の通知および公表

選定結果は令和 8 年 3 月 9 日(月)に全参加者に対して通知するとともに、本市ホームページにて公表します。

※審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受けません。

(6) 契約手続き

最優秀提案事業者を契約候補者として、契約に向けた事務を進めることとします。

最優秀提案事業者が失格となった場合は、次点の事業者を契約候補者として、契約に向けた事務を進めます。

9 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 8 年度予算の成立を条件とします。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受託予定者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。
- (2) プロポーザル参加に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 31 年 2 月 25 日大阪市条例第 7 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (4) すべての提出書類は返却しません。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めません。
- (6) 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、発注者と協議をしながら仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施する

ものではありません。

- (7) 参加申出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とします。

10 担当（提出先・問い合わせ先）

〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40

大阪市阿倍野区役所 市民協働課（教育支援）2階 22番窓口

担当：穴見・山下

TEL:06-6622-9893 FAX:06-6622-9840

Eメール：ts0002@city.osaka.lg.jp